

総合事業に係るQ&A

大分類		質問	回答	回答日
事業所指定	①	締め切りが全て1か月早く設定するとの説明であったが、くすのき解散後も締切日の認識は手続き内容が適用される前月の15日締めが通常締め切りという認識でいいのか。 通常の締め切りより1か月早めるということは前々月の15日締め切りという認識でいいのか。	各種申請等の締切日については、令和6年1月頃を目途に、ホームページ上でご案内予定です。 令和6年4月から適用が必要な申請等については、1カ月程度締め切りを前倒しにさせていただく場合がありますので、あわせてホームページにてご案内を予定しております。	2023年11月9日
事業所指定	②	令和6年3月31日ですのきまでの指定有効期限が終了する事業所については「令和5年11月1日～令和5年11月30日」までに指定更新書類の提出とあるが、有効期限がまだ先の事業所に関しては令和6年4月1日以降も守口市の総合事業の指定を受ける場合は「令和6年4月1日から引き続き指定を受ける場合、各市において更新申請が必要」に該当するのか。 その場合、提出期日・必要書類については後日の案内になるのか。	令和6年3月31日で指定有効期間を満了する事業所以外の事業所については、更新申請の手続きは不要です。 なお、それ以外の時期に指定有効期間が満了する事業所の更新申請等の時期については、令和6年1月頃を目途にホームページにてご案内を予定します。	2023年11月9日
その他	③	来年度くすのき広域連合の解散に伴い、級地区分が3級地から2級地に変更となるのか。	現段階では未定です。決定次第ホームページ上でお知らせいたします。	2023年11月9日
事業所指定	④	添付資料の参考様式1～4はどこからダウンロードするのか。	令和6年3月31日で指定有効期間が満了する事業所に係る総合事業の更新については省略可能であるため掲載しておりません。 今後、12月下旬を目途に指定に関するページにて公開を予定しております。	2023年11月10日
事業所指定	⑤	くすのき広域連合での指定有効期限が令和6年3月31日で満了となる事業所について、令和6年4月1日以降も継続して指定を受ける場合、守口市、守口市外にかかわらず、書類提出期日は令和6年11月30日までという認識で間違いないか。その際、提出書類に違いはあるか。	令和6年3月31日で指定有効期間が満了する事業所に係る、守口市、門真市、四條畷市での総合事業の更新申請は令和5年11月30日が提出期限となっております。 提出書類については、守口市についてはホームページにて公開している様式のとおりです。その他の市の提出書類についてはそれぞれの市にご確認ください。	2023年11月10日
事業所指定	⑥	説明会資料で指定の有効期間は引き継ぐとあるが、有効期間が～令和9年8月31日の事業所については、その期間までは自動的に守口市の指定を継続できるということか。 また今後、指定期間満了日までに今回のような更新手続きが必要というのか。	お見込みのとおりです。	2023年11月10日
その他	⑦	2023年度の処遇改善加算の計画については、作業や届出は不要か。	2023年度の実績報告については、令和6年1月頃にホームページにてご案内予定です。	2023年11月13日